

事 務 連 絡
令和6年10月3日

技能実習制度関係機関 各位

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課長
(公 印 省 略)

令和6年9月能登半島豪雨の影響を受けて本来活動に従事することができない技能実習生への対応について

今般の能登半島豪雨の影響により同地域においては多大なる被害が発生しているところ、本年1月に発生した能登半島地震と同様、以下の対応を執っておりますので、関係団体等を通じて、技能実習生への周知に御協力願います。

なお、①及び②については最寄りの地方出入国在留管理局に、③については最寄りの外国人技能実習機構に御相談いただくよう周知願います。

①技能実習生への資格外活動許可の付与について

標記豪雨災害に起因して、一定の期間、本来活動に従事することが困難であり、当該期間経過後、所属機関での活動を再開することが見込まれる技能実習生に対し、資格外活動許可を付与することが可能です。なお、資格外活動許可の申請に当たっては、被災地域の交通事情により技能実習生本人等の地方出入国在留管理官署への出頭が困難な状況が認められる場合には、郵送及びFAX送信による申請も可能です。

②標記豪雨災害の影響によるがれき等の片付け作業等について

標記豪雨災害の影響を受けて、実習実施者の事業所（当該事業所の敷地及び周辺の道路等を含む。）が被災した技能実習生について、当該事業所における活動として、がれき等の片付け作業等、技能実習を行うに当たっての環境を復旧する作業を行う場合、当面の間、資格外活動許可を受けることなく、当該作業に従事することができます。

③標記豪雨災害の影響によりやむを得ず技能実習の継続が困難となった場合の対応について

標記豪雨災害の影響により、実習実施者において技能実習の継続が困難となり、技能実習を再開する目途が立たない等のやむを得ない事情があると認められる場合には、技能実習の実習先を変更することが可能です。

事 務 連 絡
令和 6 年 1 0 月 3 日

特定技能制度関係機関 各位
特定技能分野所管行政機関 各位

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課長
(公 印 省 略)

令和 6 年 9 月能登半島豪雨の影響を受けて本来活動に従事することができない特定技能外国人への対応について

今般の能登半島豪雨の影響により同地域においては多大なる被害が発生しているところ、本年 1 月に発生した能登半島地震と同様、下記の対応を執っておりますので、関係団体等を通じて周知に御協力願います。

記

1 令和 6 年 9 月能登半島豪雨災害の影響によるがれき等の片付け作業等への対応について

標記豪雨災害の影響を受けて、特定技能所属機関の事業所（当該事業所の敷地及び周辺の道路等を含む。）が被災した特定技能外国人について、当該事業所における活動として、がれき等の片付け作業等、活動を再開するに当たっての環境を復旧する作業を行う場合、同機関に同様の業務に従事する日本人も同様の業務を行っている場合には、関連業務に相当するものとして、下記 2 の資格外活動許可を受けることなく、当該作業に従事することができます。

2 特定技能外国人への資格外活動の許可について

標記豪雨災害に起因して一定の期間、本来活動に従事することが困難であり、当該期間経過後、特定技能所属機関での活動を再開することが見込まれる特定技能外国人に対し、資格外活動許可を付与することが可能です（上記 1 に該当する場合を除く。）。なお、資格外活動許可の申請に当たっては、被災地域の交通事情により特定技能外国人本人等の地方出入国在留管理官署への出頭が困難な状況が認められる場合には、郵送及び F A X 送信による申請も可能です。

3 上記 1 及び 2 に関する相談については、最寄りの地方出入国在留管理局に御相談いただきますようお願いいたします。

令和6年9月能登半島豪雨の影響を受けて本来活動に従事することができない外国人の方へ資格外活動許可を付与する特例措置を実施しています

【特例措置の対象者】

次のいずれにも該当する方が対象となります。

① 今回の豪雨に係る災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける6市町（七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋郡志賀町、鳳珠郡穴水町及び鳳珠郡能登町）に住居地を有し就労の在留資格を有する方

② 一定の期間、今回の豪雨に起因して本来活動に従事することが困難であり、当該期間経過後、所属機関での活動を再開することが見込まれる方

※ 「一定の期間」とは、3か月を超えない範囲を言います。

【資格外活動許可の内容】

1日について8時間以内の収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動

【資格外活動許可の期限】

許可期限は、許可日から3か月となります。

ただし、許可期限が在留期限を超える場合は、在留期限が期限となります。

本特例措置の詳細については、出入国在留管理庁ホームページ

(<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16->

[8.html](https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-8.html))をご覧ください。



れいわ ねん がつ の と はんとうごう うえいきょう あいだ
令和6年9月能登半島豪雨の影響で、しばらくの間、いまの
かいしゃ じっしゅう はたら ひと かいしゃ はたら
会社で実習や働くことができない人は、ほかの会社で働くため
の許可(※)をもらうことができる特別な対応をしています
しかくがいかつどうきよか
(※)「資格外活動許可」といいます

【許可をもらうことができる人】

つぎ あ ひと たいしょう
次のどちらにも当てはまる人が対象となります。

① こんかい ごう おお ひがい う ななおし わじまし すずし
今回の豪雨で大きな被害を受けたところ（七尾市、輪島市、珠洲市、
はくいぐんしかまち ほうすぐんあなみずまち ほうすぐんのとちょう す はたら
羽咋郡志賀町、鳳珠郡穴水町及び鳳珠郡能登町）に住んでいて、働いた
めざいりゅうしかく も ひと
めの在留資格を持っている人

② こんかい ごう げんいん あいだ かいしゃ はたら
今回の豪雨が原因で、しばらくの間、いまの会社で働くことができな
いが、しばらく経ってから、いまの会社でまた働くことを予定している人

※ 「しばらくの間」とは、3か月を超えない期間です。

【許可の内容】

いち じかん はたら
1日に8時間まで働くことができます

【許可の期限】

はたら きよか ひ げつかん
働くことができるのは、許可をもらった日から3か月間です。

ただし、許可をもらってから3か月後の日が、在留期間の終わりの日を超える場合
は、在留期間の終わりの日が期限です。

くわ しゅつにゆうこくざいりゅうかんりちよう
詳しいことは、出入国在留管理庁のホームページ

(<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16->

[8.html](https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-8.html))を見てください。

